受付第 539 号
6.3.18
岩手県司法書士会

登 第 １ １ ８ 号
令和６年３月１４日

岩手県司法書士会長　殿
岩手県土地家屋調査士会長　殿

盛岡地方法務局首席登記官

盛岡地方法務局不動産課税標準価額の認定に関する規程の一部改正について

日頃、登記行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記規程を一部改正し、本年４月１日から施行することとしましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお、改正した事項は下記のとおりです。

記

１　別表第１「盛岡地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表」を別紙のとおり改める。

別表第１（第３条第２号関係）

盛岡地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

（基準年度　：　令和6年度）

（1平方メートル単価・単位：円）

種類＼構造	木　　造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	92,000	－	111,000	123,000	149,000	－
共同住宅	91,000	－	111,000	123,000	149,000	－
旅館・料亭・ホテル	－	－	99,000	－	－	－
店舗・事務所・百貨店・銀行	75,000	－	82,000	95,000	－	－
劇場・病院	88,000	－	99,000	－	－	－
工場・倉庫・市場	36,000	－	43,000	89,000	114,000	－
土　蔵	－	－	－	－	－	－
附属家	38,000	－	45,000	94,000	120,000	－

※　本基準により難い場合は，類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。